

## 石西礁湖サンゴ礁基金について

## &lt; 第 16 回協議会付議事項 &gt;

1. サンゴサポーターの委嘱.....	2
2. 平成 23 年度、平成 24 年度（平成 24 年末まで）の寄付の報告.....	3
3. 平成 23 年度・24 年度事業報告.....	4
3.1 平成 23 年度事業の報告.....	4
3.2 平成 24 年度事業の承認および報告（平成 24 年末まで）.....	5
4. 平成 23 年度決算報告・平成 24 年度予算執行状況報告.....	6
4.1 平成 23 年度決算報告.....	6
4.2 平成 24 年度予算執行状況報告（平成 24 年末まで）.....	6
4.3 監査報告.....	8
5. NPO 法人の設立について.....	9
5.1 方針.....	9
5.2 利点.....	9
5.3 決定事項.....	10
5.4 特定非営利活動法人石西礁湖サンゴ礁基金の概要.....	11
6. 運営委員及び監査員の再任.....	12

## 1. サンゴサポーターの委嘱

石西礁湖協議会の活動とサンゴ礁基金についての普及啓発、広報をお願いするサンゴサポーターについては、第 15 回石西礁湖自然再生協議会で、加藤登紀子さんに続き『きいやま商店』に委嘱することを決定しています。

その後、昨年7月協議会のメーリングリストでご意見をうかがって RYOEI さんに委嘱し、石垣港みなとまつりの7月15日の船上ライブに先立ち、『きいやま商店』さんとともにサンゴサポーター任命式を行いました。

また、俵万智さんをお願いすることをサンゴ礁基金運営委員会で提案し、昨年11月に協議会のメーリングリストでご意見を伺ったところ異論がなかったので、サンゴサポーターを委嘱しました。

RYOEI さん、俵万智さんは、第 15 回協議会後のサンゴサポーター委嘱ですので、承認をお願いします。

### RYOEI さんへのサンゴサポーター委嘱

<推薦者>

水谷哲也さん

<提案理由>

RYOEI (池間良栄) さんは、石垣島生まれで、主に本土で活躍する若手シンガーソングライターです。生まれ故郷のサンゴ礁の保全・再生に協力したいと、石垣の子どもたちの言葉をもとにサンゴ SONG「夢色のさんご」を作り、石垣港みなとまつりでその発表を含むライブを行いました。

### 俵万智さんへのサンゴサポーター委嘱

<推薦者>

大堀健司さん

<提案理由>

俵万智さんは、ベストセラーになった第一歌集の「サラダ記念日」以来、多くの歌集を出され、近年は戯曲や小説も手掛けられています。昨年3月11日の東日本大震災直後から、それまで住んでおられた仙台を離れ、石垣で暮らしていらっしゃいます。

連載コラム等で島の自然や人の暮らしなどについて取り上げておられ、八重山の自然全般、サンゴ礁の問題についての正しい情報を多くの方に伝えていただけるものと思います。

[参考]

「石西礁湖自然再生協議会寄付金等細則」

第8条 協議会は、本基金の広報、寄付を呼びかけるため、著名人や団体等を支援者（サンゴサポーター）とすることができる。

## 2. 平成 23 年度、平成 24 年度（平成 24 年末まで）の寄付の報告

### 平成 23 年度寄付金額合計

現金・口座送金	33 件	650,537 円
オンライン	18 件	248,260 円
計	51 件	898,797 円

### 平成 24 年度寄付金額合計（平成 24 年末現在）

現金・口座送金	48 件	632,734 円
オンライン	2 件	134,000 円
計	50 件	766,734 円

（平成 22 年度からの累計 281 件 3,190,232 円）

このほか、平成 24 年 11 月 27 日から 1 か月間、GiveOne サイトで行われた「E-ファンドレイジング・チャレンジ」に参加し、36 件、35 人の方から 194,000 円のご寄付をいただきました。

この金額は、本年 1 月と 2 月に、GiveOne 運営団体、パブリックリソースセンターから送金されます。

### 3. 平成 23 年度・24 年度事業報告

#### 3.1 平成 23 年度事業の報告

石西礁湖自然再生協議会メンバーの取り組みに対する助成事業を 3 件行いました。

このうち、下記 (1) については、第 15 回石西礁湖自然再生協議会で報告済みなので、その後に完了した事業 2 件について報告します。

##### (1) 八重山サンゴ礁保全協議会への助成

活動名	ワークショップ及びインプロシアター「TILT」公演 ーインプロを通して、サンゴ礁からの「御恩」と「御恩返し」を考えるー
-----	--

##### (2) 陸域対策ワーキンググループ干川明さんへの助成

活動名	サトウキビ株出し栽培への農法転換推進
趣旨・目的	赤土流出最大の発生源であるサトウキビ夏植え栽培を株出し栽培に変えるための支援
活動の概要	主に前年度に引き続き連続株出し栽培を希望する農家に対し、株管理機の農作業委託支援（委託料 10a 当たり 3,500 円）を行う。 今まで行われなかった連続株出し栽培を支援し、普及広報啓発活動を行う。
助成金額	510,000 円（株管理機作業委託料等）
実績	<平成 23 年 11 月から 12 月 実施農家の選定、説明> ● 平成 24 年 1 月から 3 月 株出し実施 ● 31 か所／計 14.53 ヘクタール（当初 12 ヘクタール予定） ● 今期は初め雨天が多く株出し作業が遅れたため、目減りを見越して対象農地を大目に選定したところ、結果として計画を大幅に上回る実施となった。 *連続株出しについて ・ 8 か所／計 3.72 ヘクタール（どちらも全体の約 4 分の 1） ・ 近年は連続株出しがほとんど行われていなかったことを考慮すると、連続株出し推奨の取り組みが一定の成果を挙げたと言える。

##### (3) 八重山ダイビング協会への助成

活動名	酢酸注射法によるオニヒトデ駆除の検証
趣旨・目的	八重山海域のオニヒトデ大量発生に対応できる新たな駆除法として酢酸注射法を取り上げ、その有効性・効率等の検証を行って普及につなげる。
助成金額	150,000 円（ダイバー人件費、連続注射器等）
実績	● 平成 24 年 3 月、石垣島西側海域で実施、 ● ダイバー 10 人（計 20 ダイブ）で 388 匹を駆除 ● 船に揚げ陸上で処分するこれまでの駆除方法に比べ、酢酸注射法では海中で処理するため、労力軽減とオニヒトデの毒刺に刺される機会の減少を図ることが実証できた。

### 3.2 平成 24 年度事業の承認および報告（平成 24 年末まで）

平成 24 年度は、石西礁湖自然再生協議会メンバーへの助成事業 2 件、協議会及び基金広報事業 1 件を実施しました。寄付金等細則第 5 条第 6 項に基づき、承認をお願いします。

下記（1）（2）は完了しているので、実績報告を行います。

#### （4）竹富町ダイビング組合への助成

活動名	酢酸注射法によるオニヒトデ駆除
趣旨・目的	組合として駆除活動を続けてきたが、特に刺傷等安全面の問題点が出て来ている。これに対応できる駆除方法として酢酸注射法を取り上げ、普及を図る。
助成金額	145,000 円（連続注射器等）
実績	平成 24 年 6 月、鳩間島北東及び西表島北側海域で実施、274 匹を駆除 実施後、組合員ショップに器具を 1 セットずつ貸出して活用する。

#### （5）サンゴ SONGS の実施

活動名	サンゴ SONGS の実施
趣旨・目的	協議会の活動及び基金の広報のため、平成 24 年 7 月 15・16 日の「石垣港みなとまつり」において、基金事業として実施した（サンゴ SONGS 実行委員会（水谷哲也代表）との共催）
経費	300,540 円（出演者旅費、会場使用料等）
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サンゴ SONG 「夢色のさんご」の作成・発表</li> <li>● 特設ステージでのサンゴサポーター（きいやま商店、RYOEI）などのライブ *ライブに先立ち、両者のサンゴサポーター任命式を行った。</li> <li>● ブースでの生きたサンゴ・オニヒトデ、パネル等の展示、募金箱を設置しての寄付呼びかけ、寄付金付き農産物・加工品などの販売</li> </ul>
備考	寄付金 274,643 円（募金箱への寄付、実行委から協賛金の寄付、寄付金付き販売）

#### （6）陸域対策ワーキンググループ干川明さんへの助成

活動名	サトウキビ株出し栽培への農法転換推進
趣旨・目的	赤土流出最大の発生源であるサトウキビ夏植え栽培を株出し栽培に変えるための支援
活動の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 前々年度、前年度に引き続き、株出し栽培を希望する農家への株管理機の農作業委託支援（委託料 10a 当たり 3,500 円）を行う。</li> <li>● 特に連続株出し栽培に重点を置き、普及広報啓発活動を行う。</li> <li>● 前年度参加農家の実施状況調査を行う。</li> </ul>
助成金額	520,000 円（株出し管理機作業委託料、実施状況調査等）
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成 25 年 1 月から 3 月：実施農家の選定、株出し実施（12 ヘクタール予定）</li> <li>● 同上：前年度の実施状況調査</li> </ul>

#### 4. 平成 23 年度決算報告・平成 24 年度予算執行状況報告

##### 4.1 平成 23 年度決算報告

平成23年度決算書

(収入)

科 目	予算額	決算額	差 引	摘 要
前年度繰越	653,226	653,226	0	
寄付金	1,000,000	898,797	101,203	
現金、口座振り込み	700,000	650,537	49,463	
オンライン	300,000	248,260	51,740	GiveOneサイト経由
雑収入	1,000	51	949	貯金口座利子
計	1,654,226	1,552,074	102,152	

(支出)

科 目	予算額	決算額	差 引	摘 要
助成費	1,200,000	895,000	305,000	
運営費	125,000	58,983	66,017	
備消耗品費	25,000	1,495	23,505	送付用封筒、事務用品
通信費	30,000	12,650	17,350	礼状、領収書送付
手数料等	60,000	39,868	20,132	GiveOne手数料等
雑費	10,000	4,970	5,030	礼状コピー代等
広報費	105,000	79,800	25,200	
印刷費	100,000	79,800	20,200	リーフレット等印刷
雑費	5,000	0	5,000	振替用紙印字サービス
予備費	224,226	0	224,226	
計	1,654,226	1,033,783	620,443	

	予算額	決算額	差 引
収入計	1,654,226	1,552,074	102,152
支出計	1,654,226	1,033,783	620,443
残額(次期繰越)	0	518,291	—

## 4.2 平成24年度予算執行状況報告（平成24年末まで）

平成24年度収支内訳書（24年末現在執行額）

（収入）

科 目	予算額	収入済	増(△)減	摘 要
前年度繰越	500,000	518,291	△ 18,291	
寄付金	1,199,000	766,734	432,266	
現金、口座振り込み	799,000	632,734	166,266	
オンライン	400,000	134,000	266,000	GiveOneサイト経由
雑収入	1,000	44	956	貯金口座利子
			0	
計	1,700,000	1,285,069	414,931	

（支出）

科 目	予算額	支出済	増(△)減	摘 要
事業費	1,200,000	445,540	754,460	
運営費	280,000	36,278	243,722	
備消耗品費	50,000	5,372	44,628	送付用封筒、事務用品
印刷費	100,000	0	100,000	リーフレット等印刷
通信費	30,000	7,900	22,100	礼状、領収書送付
手数料等	80,000	21,326	58,674	GiveOne手数料等
雑費	20,000	1,680	18,320	礼状コピー代
予備費	220,000	0	220,000	
計	1,700,000	481,818	1,218,182	

	予算額	決算額	差 引
収入計	1,700,000	1,285,069	414,931
支出計	1,700,000	481,818	1,218,182
残額(次年度繰越)	0	803,251	—

残額内訳	現金	23,287
	振替口座	409,826
	総合口座	370,138

#### 4.3 監査報告

### 監査報告書

石西礁湖自然再生協議会  
会長 土屋 誠 殿

石西礁湖自然再生協議会寄付金等細則第15条の規定に基づき、平成23年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)及び平成24年度(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)の石西礁湖サンゴ礁基金の会計の運営状況について、監査を行いましたので、次のとおり報告します。

#### 1 監査方法の概要

会計監査のため、帳簿および領収書綴り、預金通帳等をそれぞれ照合し、必要に応じて基金事務局に説明を求めて調査しました。

#### 2 監査結果

会計帳簿の記載は正確で、関係書類ならびに会計処理はすべて適正であり、平成23年度決算書及び平成24年度収支内訳書(24年末現在執行額)に相違がないことを認めます。

以 上

平成25年1月15日

石西礁湖サンゴ礁基金

監査員 入嵩西 正治

監査員 大堀 健司



## 5. NPO 法人の設立について

### 5.1 方針

石西礁湖サンゴ礁基金は平成 20 年 10 月協議会が設置し、石西礁湖サンゴ礁基金運営委員会が運営に当たってきました。平成 24 年末までに全国の方から約 320 万円のご寄付が寄せられ、平成 22 年度からこれを活用した事業を行ってきました。

しかし、第 15 回石西礁湖自然再生協議会で報告したように、年間事業費は 100 万円程度にすぎず、寄付金等の収入増加と事業拡大が課題となっています。

こうした状態を打開するため、前回協議会で、①運営委員会の強化、②専任のスタッフと事務所設置の検討、③NPO 法人化を進めることを報告し、検討してきました。

その結果、NPO 法人化、すなわち、NPO 法人を設置し、基金及びそれを管理する基金運営委員会の活動を引き継ぐことが、①②の課題にも応えられ、適切と考えられるので、提案します。

### 5.2 利点

NPO 法人の設立には、次のような利点があります。

#### (1) 社会的な認知

基準に則った会計処理、定期的な事業・会計報告と公表といった負担がありますが、その分社会的な信用が得られ、認知度も高まります。

#### (2) 法人格の取得による活動の拡大

契約締結上の難点（任意団体では代表者個人名）が解消され、企業との提携、行政等からの事業受託の道が開けます。また、商標権等の取得ができるようになります。法人対象の助成金を受ける資格もできます。

#### (3) 会員制による活動の安定性の確保

会費により、事務所費、通信費、広報費等、運営に必要な基本的な経費をまかなえるようになります。また、会員に継続的な支援者となっていただくことが期待できます。

#### (4) 認定 NPO 法人化の前提

認定を受ければ有利な税制が適用され、寄付増大につながることを期待されます。

以上のほか、地元在住の理事を増やすことにより、理事会他、定期的な会合をもつことによる活動の促進が期待できます。

NPO 法人となることにより、協議会とは法的に別人格となります。しかし、定款に石西礁湖の自然再生を協議会委員と協力して推進することを定め、役員、正会員として多くの協議会委員がなることにより、現在の基金、基金運営委員会の活動を引き継ぐことが可能だと考えています。

具体的には、法人定款（案）の「目的」は、石西礁湖自然再生全体構想及び寄付金等細則の趣旨を記載しており、「事業」は寄付金等細則の「基金の使途」を踏襲しています。

また、理事会は、基金運営委員及び地元在住の基金監査員で構成することが予定されており、正会員には、すでに 10 名以上の協議会委員から申し込みがされています。

これにより、今後も協議会委員の取組みを支援するとともに、協議会委員と協力してさらに活動の範囲を広げていくことができ、協議会全体の活動の拡大に貢献できると考えています。

### 5.3 決定事項

#### (1) 石西礁湖自然再生協議会規約の一部改正について

- 1) 第 16 条（寄付金等）を削除する。
- 2) 新たに次の条文を加える。

第 16 条（支援者）

協議会は、協議会及び同委員の活動の広報のため、著名人や団体等を支援者（サンゴサポーター）とすることができる。

- 3) 本改正は、特定非営利活動法人石西礁湖サンゴ礁基金成立の日から施行する。

#### (2) 石西礁湖自然再生協議会寄付金等細則の廃止及び経過措置

- 1) 特定非営利活動法人石西礁湖サンゴ礁基金（以下「法人」という。）成立の日をもって、石西礁湖自然再生協議会寄付金等細則（以下「細則」という。）を廃止する。
- 2) 1)に伴い、石西礁湖サンゴ礁基金（以下「基金」という。）の残余財産は法人に譲渡し、基金名義の債権債務は法人が承継する。
- 3) 細則廃止時に基金による事業が完了していない場合は、法人が引き継ぐ。
- 4) 細則第 14 条にかかわらず、基金の平成 24 事業年度、同会計年度は、法人成立の日の前日までとする。

#### (3) 「特定非営利活動法人石西礁湖サンゴ礁基金」が設立された場合、協議会委員とする ことの合意

(注) 規約第 7 条では、途中参加委員は協議会の出席委員の合意を要するとされているため、法人設立を条件に今回決定する必要がある。

## 5.4 特定非営利活動法人石西礁湖サンゴ礁基金の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人石西礁湖サンゴ礁基金

### (2) 目的（定款第3条）

この法人は、日本最大のサンゴ礁海域である石西礁湖が、高水温による白化、オニヒトデの大量発生、赤土流出及び水質汚濁等により衰退していることに対し、その生態系を再生し、かつての石西礁湖の姿を回復するため、攪乱要因の除去、良好な環境創成、持続可能な利用、調査研究・モニタリング、広報啓発等の事業を石西礁湖自然再生協議会構成員と協力して行い、地域住民、この地域を訪れる人々、その他すべての人の手に、サンゴ礁の海の恵みを取り戻すことを目的とする。

### (3) 事業（定款第5条）

#### 1) 特定非営利活動に係る事業

- ア 攪乱要因除去事業
- イ 良好な環境創成事業
- ウ 持続可能な利用に関する事業
- エ 調査研究・モニタリング等事業
- オ 広報啓発事業
- カ その他目的を達成するために必要な事業

#### 2) その他の事業

- ア 物品等販売事業
- イ イベント等の開催事業
- ウ 印刷物等への広告掲載事業
- エ 商標等の提供事業

### (4) 会員及び年会費

正会員（議決権あり＝特定非営利活動促進法上の社員）

個人：3,500円、団体：10,000円

賛助会員

個人：2,000円、団体：5,000円

### (5) 役員

理事 6～12人（理事長、副理事長1人を含む）

監事 1～2人

### (6) 今後の日程

- ① 協議会での方針承認後、直ちに設立総会開催
- ② 2月初め 沖縄県に設立認証申請
- ③ 縦覧期間2カ月を含め、4カ月以内に認証
- ④ 2週間以内に登記＝法人成立

## 6. 運営委員及び監査員の再任

### 石西礁湖サンゴ礁基金運営委員・監査員名簿

任期：平成24年度初回協議会

運営委員（10名）		
番号	名前(五十音順)	所属
1	鹿熊信一郎	沖縄県八重山農林水産振興センター主幹
2	上村真仁	WWF サンゴ礁保護研究センター長
3	灘岡和夫	東京工業大学大学院情報理工学研究科教授
4	宮本善和	美ら島流域経営・赤土流出抑制システム研究会
5	恵小百合	美ら島流域経営・赤土流出抑制システム研究会
6	野島哲	九州大学理学部附属天草臨海実験所准教授
7	吉田稔	石西礁湖自然再生協議会会長代理、八重山サンゴ礁保全協議会会長
8	鷲尾雅久	石垣島海森学校（基金事務局兼務）

監査員（2名）		
番号	名前(五十音順)	所属
1	入嵩西正治	農業者
2	大堀健司	エコツアーふくみみ

運営委員候補（2名）（→運営委員に入れる）		
番号	名前(五十音順)	所属
1	東郷 得秀	株式会社 石垣の塩 代表
2	前田 博	(株) シー・テクニコ

## 1. 石西礁湖自然再生協議会の法的位置づけ

本協議会は、自然再生推進法(平成 14 年法律第 148 号(12 月 11 日公布))に基づき設置されています。

■自然再生法第三条(基本理念)第 2 項に、

一自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならない。—  
とされています。

■同法第八条(自然再生協議会)にて、

一実施者は、次項(略)に規定する事務を行うため、当該実施者のほか、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の当該実施者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者並びに関係地方公共団体及び関係行政機関からなる自然再生協議会を組織するものと位置づけられています。

多様な主体が実施者となるため、自然再生推進法の目的を達成するための実施者が参加できる開かれた協議会です。

## 2. 石西礁湖サンゴ礁基金の位置づけについて

平成 20 年 10 月石西礁湖自然再生協議会が、石西礁湖サンゴ礁基金を設置しました。

基金の寄付金受入れ口座開設には、受け入れ業務を行う事務局住所地の登録が必要ですが、石西礁湖自然再生協議会の事務局は、公的機関であるため、個別の事務局住所、その住所による金融機関の口座開設などは、できません。

現時点では、土屋誠会長にご了解をいただき、吉田副会長の業務事務所のご住所をお借りし、基金受入れ口座を開設しております。いわば、任意団体の位置づけで、法人格を持ちません。(法がその団体の存在を認め、個人で言うと戸籍にあたる登記簿に記載された団体を法人格のある団体と言います。)

### 3. NPO 法(特定非営利活動法人法)による法人格の取得のメリット

法人自体が法律のもと登記されている団体となることで、事務所契約、金融機関口座開設時の証明、その他契約、および法人格のある団体へ寄付をする方ご自身が税の減免など税制の優遇措置を受けることが可能となります。

さらに、認定 NPO 法人化により、行政や非課税団体に寄付をされた場合と同様に、寄付者にとり非課税などの優遇措置があります。

このことにより、サンゴ礁保全のために寄付しやすくなるメリットが期待されますので、そのための第一歩として、まずは、NPO 法人化を目指します。

### 4. 石西礁湖自然再生協議会自体の NPO 法人化不可の理由と NPO 法人への会員参加

NPO 法(特定非営利活動法人法)は、公的機関ではなく、民間活動団体の存在を認める法律です。

したがって、行政機関自体、または、公務員などがその肩書として参加することができません。あくまでも公務員が個人(私人)としての参加が可能です。

現在の石西礁湖自然再生協議会のメンバーである公的機関(国、行政、関係諸機関等)がそのまま参加することができませんので、協議会全体を NPO 法人化することができないのです。

しかし、自然再生の実施者の参加による石西礁湖の自然再生事業を推進するための資金は必要です。

そこで、石西礁湖サンゴ礁基金の部分だけを法人化のご提案です。

その法人の会員として協議会メンバーが個人として、あるいは民間会社やグループなどの単位で入会していただくことで、現在の資金調達メカニズム検討グループから基金へ発展し運営委員会として検討の結果、お認め戴いて設置されている当該基金が、石西礁湖自然再生協議会のものであり、その運営も現在同様引き継ぐことが可能です。

是非、積極的にこれからもサンゴ礁保全活動を推進するための基金の会員にみなさまも入りいただき資金的裏付けである会費、寄付のサポートもお願いいたします。

地元を含む石西礁湖自然再生協議会員が支えている活動の資金である基金であることで、メンバー以外の日本、世界の方々へ参加のお願いのご説明もしやすく、多くの方の賛同を得て、将来の自然再生への基盤としていくことを目指しています。